

農地転用をお考えの皆様へ

農地を転用するには、事前に地域計画の変更が必要です！
農地転用をお考えの皆様へ、重要な変更点をお知らせします。

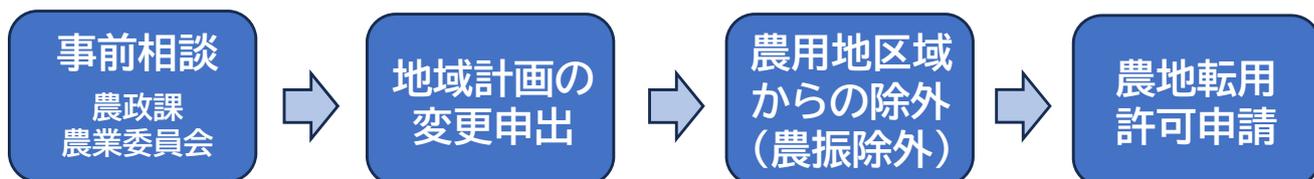
地域計画とは？

地域計画とは、地域の農業者や関係機関が話し合い、地域の将来の農地利用の姿を明確化したものです。この計画では、将来どのような農地として利用していくのかを地図(目標地図)に落とし込んでいます。

なぜ地域計画の変更が必要なの？

農地転用を行うためには、転用予定の農地が地域計画の区域から外れてる必要があります。そのため、令和7年4月以降の転用許可申請の受付には、地域計画の変更申し出の手続きが必要になります。

手続きの流れ(概要)



受付期間

- ・地域計画の変更申出 : 8月末、1月末 (年2回)
- ・農振除外申請 : 地域計画変更後
- ・農地転用許可申請 : 地域計画変更後又は農振除外後



手続きの相談、提出先

地域計画・農振除外	大館市産業部農政課農政係	電話 0186-43-7073
農地転用	大館市農業委員会事務局	電話 0186-43-7129